

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

| | | | 資料番号 | 9 | 担当課 | 環境・ゼロカーボン推進課 |
|--|---------|------|--------|---------|--|--------------|
| 法令名 | 土壤汚染対策法 | 根拠条項 | 第3条第1項 | 許認可等の内容 | 土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認 | |
| ○土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) (使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査) 第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設 (水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第三百十八号) 第二条第二項に規定する特定施設 (第三項において単に「特定施設」という。) であつて、同条第二項第一号に規定する物質 (特定有害物質であるものに限る。) をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。) に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者 (以下「所有者等」という。) であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。 | | | | | | |
| ○土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) (人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認) 第十六条 法第三条第一項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第三による申請書を提出しなければならない。 〔中略〕 3 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認をするものとする。 一 工場又は事業場 (当該有害物質使用特定施設を設置していたもの、又は当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。) の敷地として利用されること。 二 当該有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場又は事業場において、事業の用に供されている建築物と当該工場又は事業場の設置者 (その者が法人である場合にあっては、その代表者) の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地 (これと一体として管理される土地を含む。) として利用されること。 三 鉱山保安法 (昭和二十四年法律第七十号) 第二条第二項本文に規定する鉱山 (以下この号において「鉱山」という。) 若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地 (鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三十九条第一項の命令に基づき土壤の特定有害物質による汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る。) (第二十一条の四第二号及び第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。) であること。 | | | | | | |